明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二一）　二
〔省令〕
○特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六五）　一〇
〔告示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件（内閣府二五六）　三五
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（国家公安委二九）　三六
○道路に関する件（関東地方整備局三〇九～三一二）　三七
○道路に関する件（近畿地方整備局一七二～一七四）　三九
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一七五～一七七）　四〇
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一七八）　四〇
○道路に関する件（中国地方整備局一一一、一一二）　四一
○道路に関する件（九州地方整備局一三二）　四一

本号で公布された法令のあらまし

◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二二一号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、宮城県、広島県及び群馬県を題材とする貨幣及び東日本大震災からの復興事業を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は四、六三九万枚とすることとし、一、〇〇〇円の貨幣は二八一万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。